

(参考様式3)

会 議 録

会議の名称	第1回東村山市立社会福祉センター事業内容検討会				
開催日時	平成29年7月4日(火)午後7時～午後9時				
開催場所	東村山市立社会福祉センター				
出席者 及び欠席者	●出席者： (委員) 河津英彦会長、鈴木博之副会長、高橋節夫委員、藤原幸博委員、秋元厚彦委員、松浦弘子委員 (市事務局) 小倉宏幸障害支援課長、加藤博紀障害支援課課長補佐、宮本辰憲障害支援課事業係長、新井泰徳地域福祉推進課長、竹内亜紀地域福祉推進課調整担当主査 ●欠席者：				
傍聴の可否	可	傍聴不可の場合はその理由		傍聴者数	なし
会議次第	1. 開会 2. 委嘱状交付 3. 会長の選任、副会長の指名 4. 議事 (1) 「傍聴に関する定め」の決定 (2) 社会福祉センターの概要について (3) スケジュールについて (4) 再生イメージについて (5) その他 5. 次回開催について 6. 閉会				
問い合わせ先	健康福祉部地域福祉推進課 担当者名 竹内 電話番号 042-393-5111 (内線3184) ファックス番号 042-394-7399				
会 議 経 過					
1. 開会 2. 委嘱状交付 3. 会長の選任、副会長の指名					

4. 議事

(1) 「傍聴に関する定め」の決定

事務局：本検討会については、東村山市立社会福祉センター事業内容検討会設置要綱第8条「会議は、公開とする。ただし、会長が会議内容により当該会議を公開することが妥当でないと認める場合は、検討会に諮って会議の全部又は一部を非公開とすることができる。なお、会議を非公開の扱いとするときは、その理由を示さなくてはならない。」と規定されているため、東村山市立社会福祉センター事業内容検討会の傍聴に関する定めを決定する必要がある。資料3の通り、傍聴に関する定め（案）を提示する。

なお、本検討会の会議録については、委員名は掲載するが、会議内容については、委員個人の発言内容が特定されない形で作成し、会長に確認を取った後、公表したい。

会 長：傍聴の定員を5名としているのはなぜか？

事務局：定員については、会議を円滑に進めるため一定制限する必要があると考えているが、5名以上の場合でも会議で了解を得られれば傍聴可としている。

会 長：他に質疑がないため、資料3を本検討会の傍聴に関する定めとする。

(2) 社会福祉センターの概要について

事務局：社会福祉センターについては、高齢者並びに心身障害者等の福祉を増進させ、生活の向上を図るために設置されており、地域福祉活動に関すること、社会事業授産施設、集会施設等の事業を行うと東村山市立社会福祉センター条例に規定している。(資料4参照) 今後は、改修に伴い、条例改正も必要と考えている。社会福祉センター内の事業については資料5参照。

社会福祉センターについては、平成28年に耐震診断を実施し、I s 値0.6以上の結果が報告された。しかし、耐震性は有するものの内壁のコンクリートの補強は必要であるということだった。(資料7参照)

(資料6を基にセンター内の見学)

会 長：日本では壁が汚れたり、床がはげたりしても、そのままにする習慣がある。社会福祉センターについても、そのようなところが見受けられる。毎年メンテナンス費を確保し、メンテナンスをしっかりとやる習慣をつけるのが望ましい。

会 長：エレベーターの設置は高額な費用がかかる。車いすの方が集会室を利用する際にはエレベーターを使用すると思うが、メンテナンスの費用はどの位か。

事務局：今回の改修ということではなく、以前に改修の見積を取ったところ2,000万円程度かかると言われた。センターの位置づけからエレベーターは必要なものとする。

会 長：本来はバリアフリーにして、1階を受付、集会室、2階を事務室としても良いのではないのか。

委 員：エレベーターは簡素なものでもよいのではないか

委 員：当時の施設では車いす利用者を複数2階に移動させることもあった。現在の利用方法ではそこまで大きなものは不要と考えられる

会 長：近隣の民家から苦情はないのか。

委 員：利用者に対しての苦情はないが、フェンスが腐っている等、施設の老朽化についての苦情はある。

委 員：公共施設の耐用年数は何年なのか。

事務局：一般的にコンクリートの建物は60年とされているが、そこですぐに使えなくなるというわけではないが、築40年ということで、概ね20年以上は使えるということであるが、実際に何年間持つのかは正確に測ることができない。

委 員：今後、センターの再編を検討していくうえで、福祉作業所の休憩室は定員が一斉に休憩できるよう、現状程度の場所の確保を配慮いただきたい。

会 長：作業場と休憩室は分けて設置する方針が良いと思います

会 長：使用できるスペースは図面の通りで、増築等はしないのか。

事務局：図面のとおりであり、増築はしない。また、2階のペントハウスは取り壊しも考えている。

会 長：条例には、「高齢者並びに心身障害者等の…」とあるが、施設の対象に子ども想定していないのか。

事務局：条例に沿った対象を考えており、子ども関連施設については、地域福祉センター2階にころころの森があるため、社会福祉センターとの住み分けを行っている。ただし、集会施設を利用することは可能である。

会 長：障害者の中には音に敏感な方もいるので、子どもの鳴き声等でパニックになることもあるので、住み分けることは必要である。

(3) スケジュールについて

事務局：(資料8参照)

社会福祉センターにつきましては、平成28年度に耐震診断を実施し、年度末に診断結果の公表をしている。今後の補強及び修繕にあたり、社会福祉セン

ターをどのように活用していくかについて検討するために本検討会を設置し、本日が第1回目、第2回を7月27日（木）に開催する。第3回、第4回の日程については未定だが、8月下旬と9月上旬とし、全4回を予定している。第1回の今回はセンターに関する情報を共有し、第2回では、再生イメージについての具体的な案を各担当より提示し、それぞれの見地からご意見をいただく。第3回でも、引き続きご意見を基に修正した再生イメージについて整理していく。第4回で、本検討会として、再生案についての意見をまとめていきたい。

なお、工事等に必要な予算要求を10月に行う必要があることから、本検討会での意見を9月中旬までにまとめ、それを基に、予算要求を行い、平成30年度に実施設計委託、平成31年度に工事实施を予定している。

（4）再生イメージについて

事務局：今後20年の利用を想定しているため、大規模な修繕やリフレッシュは難しく、事業実施の範囲内での修繕を考えている。そのため、現状の機能を活かし、時代のニーズに沿った事業を実施していきたい。つまり、耐震診断結果、センター条例、現在、福祉作業所や集会施設のサービスを利用している人への影響、そして、今後の課題として挙げられている地域包括ケアシステムの推進、健康寿命の延伸、就労支援といったものを考慮し、再生イメージとして5本の柱を提示したい。

（資料9参照）

委員：福祉作業所は社会事業授産として、はざまのケースを受け入れる役割を残していく必要があると考える

委員：ほっとシティと、今回の困窮者支援との違いが良くわからない。

事務局：ほっとシティは生活に関する問題をすでに抱えている方が対象となっており、こちらで対象としているのは生活に関する問題をすでに抱えていない方が対象。詳細については、次回、担当から説明する。

委員：今回の検討では「5つの柱について意見を出す」のみで、新しい提案はしてはいけないという事なのか。

事務局：市の事業案について専門的見地からご意見をいただきたいというのがベースであるが、「この見地からこういう事業が必要ではないか」という意見については、実現については施設が今後長期にわたるものでもなく、改修に係る予算も制限されることから難しいこともあると思うが、意見としてお伺いさせていただきます。

会長：施設の再生が何を目指して行われていくのか、統一したビジョンが見えない。

事務局：社会福祉センターを「地域での集いの場、集まる場」として再生していきたい、5本の柱をお示した。

会 長：今後の検討では、事務局からの説明も受けたうえで、大事なもので抜けているものがないか等も意見出ししていただきたい。私としては「自然が多い環境を活かして何かできないか」「保健福祉協議会でも言われている担い手の育成」「ボランティアについて青少年の活用」などの視点も入れられたらと思う。

(5) 次回開催について

平成29年7月27日(木) 18時～ いきいきプラザ2階学習室

6. 閉会